

令和7年4月14日

泉佐野市 報道提供資料

タイトル：

特別交付税（令和5年度3月分及び令和6年度3月分）の減額に係る国への意見申出の提出について

内容：

令和5年度3月分及び令和6年度3月分として交付された特別交付税が、ふるさと寄附収入が一定額を超えたことにより減額されたことに対して、その根拠となる総務大臣の命令（省令）の廃止または改正を求めて、地方交付税法の規定に基づき国に意見申出を行うこととしました。

現在、同様の省令に基づく令和元年度特別交付税減額処分の決定について争訟中（高裁差戻し）ですが、その訴訟の令和7年2月27日最高裁判所判決で、特別交付税減額処分が訴訟対象となるという画期的な判断がなされたことから、地方の意見を真摯に受け止めて頂くことを期待して、改めて制度改正を求めるものです。

令和5年度3月分      119,534千円減額

令和6年度3月分      236,425千円減額

詳細：別添意見申出を参照

本件に関する問い合わせ先

泉佐野市 行財政管理課：河野（こうの）・田中（たなか）・北浦（きたうら）

Tel：072-463-1212（代表）

特別交付税（令和 5 年度 3 月分及び令和 6 年度 3 月分）の減額に係る  
国への意見申出について

<事項名>

特別交付税に関する省令附則第 7 条（市町村に係る三月分の算定の特例）第 16 項の廃止又は見直しについて

<意見の概要>

ふるさと寄附収入は特定財源であり、「財政収入」ではないことから、表記省令附則 16 項を廃止することを基本的には求めるものだが、それが叶わないのであれば、省令を見直し、少なくともふるさと寄附収入の 2 分の 1（経費を除く額）でなく、留保財源を考慮して、更に 75%を乗じた額とするほか、クラウドファンディング型ふるさと寄附や他団体への義援金・代理寄附の金額を控除して算定するよう求めるもの

<意見の理由等詳細>

1 現行制度の内容

特別交付税に関する省令附則第 7 条第 16 項の規定では、ふるさと寄附収入の 2 分の 1 と基準財政収入額との合算額から基準財政需要額に一定の補正（不交付団体の平均）した額を控除した額を、本来交付すべき特別交付税の 2 号及び 3 号項目から減額するものとしている。

2 要望内容

ふるさと寄附収入は、地方財政計画上も特定財源であり、一般財源である基準財政収入額と同等に取り扱うことはできないことから、省令の規定を廃止されたい。それができないというのであれば、下記により省令の見直しをされたい。

- ① ふるさと寄附収入の 2 分の 1 については、経費を除く額とのことだが、ふるさと寄附収入にはクラウドファンディング型ふるさと寄附も含まれており、これらは、個別具体の純粋な特定財源であり「財政収入」にはならないこと。また、災害等の被災地へ

の義援金や代理寄附（能登半島地震、輪島市災害支援等）は、お礼品等の経費はないものの、全額を被災地へ送るものであり、「財政収入」は存在しないこと。こうした実態を踏まえて、対象とするふるさと寄附収入からこれらを除外することとされたい。

- ② 経費を除いたふるさと寄附収入を一般財源扱いするのであれば、基準財政収入額と同様、留保財源を認めるべきであり、算定式の基準財政収入額とふるさと寄附収入を合算すること自体が不整合となっている。従って、算定式を「ふるさと寄附収入の2分の1×75%+基準財政収入額」とされたい。
- ③ 特別交付税決定の内訳表では、当該ふるさと寄附収入に係る減額は「その他追加調整額」で表示されているが、従来から当該項目はいわゆるブラックボックスで算定根拠等が明らかにされていない。例えば、3号項目だけでなく2号項目（準特定項目）からもなぜ減額する（一方で公営競技収入は減額しない）のか、3月分の算定で、12月分交付額をなぜ加味するのかなど。いずれにしても、算定根拠や算定理由等を地方にとって分かりやすく明示することとされたい。

具体の理由等詳細については以上だが、先の令和7年2月27日最高裁判決にあるように、地方交付税の金額の決定処分に対する不服が訴訟対象とされたことを踏まえて、今後、本件のような地方の意見を真摯に受け止めていただくとともに、地方にとっての権利として財産的利益と判断された特別交付税の詳細な算定根拠などを分かりやすく権利者である地方に明らかにするという説明責任を果たしていただきたい。